

(令和5年度公募)

飲食店・商店街

利用促進費補助金事業



- ／ 飲食店・商店街を活性化する／
- ／ ソフト面を支援します。 ／

活用事例

- ・ 飲食店組合の割引クーポンを発行したい！
- ・ 商店街の消費喚起イベントを開催したい！
- ・ 飲食店や商店街のガイドブックを作成したい！

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている岩手県内の飲食店、商店街の利用を促進するソフト面の取組みに対し補助金を交付します。

受付期間 令和5年4月3日(月)から令和5年10月31日(火)まで

※ 受付期間中でも、申請額が予算額に達することとなった場合は、受付を終了することがあります。

補助事業実施期間 交付決定の日から令和6年1月31日(水)まで

- 対象者**
- ① 飲食店の生活衛生同業組合、商店街振興組合等の商店街組織(これらに類する任意団体)
 - ② 商工会議所・商工会
 - ③ イベント等の企画を行う企業
- ※ 詳細は公募要領をご覧ください。

補助率 1/2以内 (上限 150 万円)

対象経費 専門家謝金、専門家旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、雑役務費、会場借料、借料、商品券上乘せ分の負担金、委託費、人件費(事業のために新たに雇用する者に限る)、その他知事が必要と認める経費

※ 商品開発費、設備購入費、振込手数料、消費税及び地方消費税は補助対象外となります。

詳細は、下記URLをご覧ください

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shoku/1063524.html>



お問い合わせ先

岩手県商工労働観光部 産業経済交流課 食産業担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話番号: 019-629-5539 ファクス番号: 019-623-2510

